

議決権など種類の異なる株式制度

昨年11月の商法改正により、この4月から、議決権の行使内容が異なる種類の株式を発行できることとなりました。

商法の株式新制度

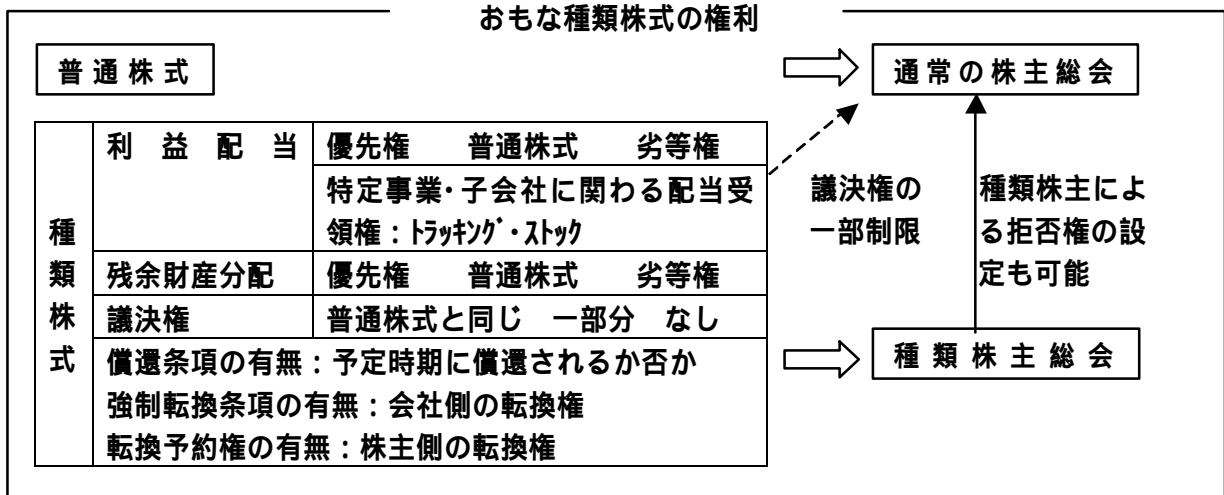
1. 議決権のない株式は、優先配当株式に限られていましたが、優先配当とリンクしない議決権制限株式が発行できる。
2. 利益処分議案にのみ議決権のある株式や、重要な財産の処分についての議決権の行使ができる株式など、議決権の行使内容が異なる数種の株式を発行できる。
3. 議決権行使に制限のある種類株式の発行限度枠が、発行済株式総数の1/3から1/2以下に拡大。

たとえば、日鐵商事では、新法により3種類の株式を発行します。

普通株式：15億円 三井物産引受 1株63円
 無議決権普通株式：10億円 三井物産引受 1株59.85円 5年後普通株転換権あり
 優先配当株式：100億円 新日鉄引受 1株10,000円 10年後買取請求権あり

* 5年間議決権がないことによるディスカウント率を5%としています。

おもな種類株式の権利



お見逃しなく！

1. 無議決権株式の発行による資金調達、種類株主総会での拒否権の利用、インセンティブの手段としての転換型優先株の利用などが活発になります。
2. 経営権を侵害せず、あるいは将来の選択権 = オプションを留保しながら、直接金融や資本構成の設計などが容易になります。